

令和元年5月21日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04205

研究課題名(和文)近代沖縄におけることばの教育に関する実証的研究-音楽教師・宮良長包に着目して

研究課題名(英文)A study on an educational history on languages in modern Okinawa

研究代表者

近藤 健一郎 (Kondo, Ken'ichiro)

北海道大学・教育学研究院・准教授

研究者番号：80291582

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本期間では、近代沖縄におけることばの教育通史に関する簡潔な素描を発表したほか、とくに以下の2点の研究を行なった。

第一に、1915年に沖縄県が諮問し、沖縄教育会が答申した「普通語ノ励行方法答申書」に注目し、その諮問と答申の特徴、さらに答申後の沖縄県庁の施策について明らかにした。第二に、ことばの教育方法としての唱歌に注目し、沖縄県師範学校で音楽を担当した宮良長包(1883～1939)作曲の《発音唱歌》などに関して歌詞と楽曲の双方から分析するとともに、それが歌われる場についても明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、近現代沖縄におけることばの教育史に関する通史的展望を示すとともに、1910年代の実証的論文を発表した。それらにより、子どもたちに学校において日本語を話させようとする教育界の意図と、子どもたちは沖縄のことばで話し大人たちも日本語で話す子どもたちを「冷笑」という学校・地域社会の実態を明らかにし、意図と実態の乖離を明らかにした。

これまでのややもすると、意図と実態を混同する叙述が続いてきたなかであって、それを峻別するという学術的な意義があるといえよう。そして、沖縄のことばの復興への関心が高まるなか、その歴史的前提を実証するものとして社会的な意義を有していると考えられる。

研究成果の概要(英文)：During this period, in addition to publishing a short paper on an educational history of languages in modern Okinawa, the following two studies were conducted.

Firstly, we focused on the "Report on Japanese Language Enforcement Measures" (1915) by Okinawa Board of Education, and clarified the characteristics of the consultation and the report, and the policies of the Okinawa prefectural office after receiving the report. Secondly, we focused on the chanting song as a method of teaching Japanese language, and clarified the lyrics and the music of the "song for pronunciation correction" by Choho Miyara(1883-1939) who was music teacher at Normal School and elementary school in Okinawa.

研究分野：教育学 (近現代沖縄教育史)

キーワード：近代沖縄 宮良長包 《献穀田田植歌》 《発音唱歌》 ことばの教育 方言札 普通語ノ励行方法答申書

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 沖縄内外からの沖縄のことばへの関心の高まりを背景として、2006年に沖縄県はしまくとぅばの日を条例により定めた。ここには、これまでの沖縄のことばが話されなくなること、ひいては沖縄の文化一般が衰退することへの危惧の念が表れていると言ってよい。事実、ユネスコは2009年に沖縄および奄美諸島で話されていることば(与那国語などの6語)を消滅の危機にある言語に指定した。このような沖縄のことばが衰退し、消滅の危機にある大きな要因として、近現代の沖縄の学校における方言札に象徴されるような沖縄のことばを話すことを禁じる教育が指摘されることが多い。これからの沖縄教育史研究は、そのような教育史認識を意識して、教育の実態を明らかにしていくことで応えていかなければならない。

(2) 国民国家の形成過程において国語を普及しようとする際、国語の奨励とともに方言が抑圧され、その主要な場が学校であったことはよく知られてきた(田中克彦『ことばと国家』岩波書店、1981年など)。沖縄の歴史的な実態を明らかにしようとするにあたり、近年の研究状況をふまえると、次のような視角からの研究の進展が必要である。

一つは、子どもたちの言語実態に注目することである。方言札が長きにわたって存在し続けたということは、学校において日本語(国語)を優位に置く教育界の意識を示していると同時に、子どもたちが学校において沖縄のことばで話していた実態をも示唆しているからである(近藤健一郎「1930年代中葉の沖縄における標準語教育・励行政策とその実態」2011年)。

もう一つは、教員たちが教えようとしたことばに注目することである。研究代表者も含め、日本語か沖縄のことばかという二者択一的な理解に陥りがちであった研究状況に照屋信治は一石を投じた(『近代沖縄教育と「沖縄人」意識の行方』溪水社、2014年)。照屋は、1939年にある教員が『沖縄教育』に日本語と沖縄のことばなどの「混用」を主張する論考を発表したことを手がかりとして、「混用」に始まるまだ見ぬ日本語を渴望する教員が一定程度いたことを論じたのである。

## 2. 研究の目的

上述の研究の社会的・学術的背景をふまえて行なわれる本研究は、近現代沖縄におけることばの教育について、教員たちがどのような言語状況をめざして、どのようなことばをどのように教えようとしたのか、また子どもたちは時として教員の意図を無視しながらどのように学んだのかを、沖縄県庁の教育政策、そして教育界の実践研究や沖縄社会の変化を研究の基礎に置きつつ、教えと学びを対のものとして通史的に解明する研究の一環である。

本研究期間では、1900年代後半から1940年代前半を主要な対象時期とする。この時期は、沖縄教育界において1900年代前半に方言札を用い始め、話すべき日本語と話すべきでない沖縄のことばという潮流が形成されてから、1930年代後半には日本語と沖縄のことばの「混用」論が公然と語られ、さらに戦時体制下へと進む時期である。方言札が普及定着していく時期に、教員たちの言語認識や教育実践に方言札を用いることへの反感やためらいがどのように見られるのか、見られないのか、さらにことばの教育がどのように変容していくのかを明らかにすることを意図して主要な対象時期を設定する。このような点に注目して、ことばの教育の実態とその変容を解明することが本研究期間の目的であり、課題である。

さらに本研究は、ことばの教育を歌うことと関連づけて解明しようとするものである。近代沖縄において、ことばの教育は学校の教育目標として掲げられるなど学校全体で意識されてい

たが、教科目では国語科にとどまらず唱歌科も重要であったと思われる。唱歌科は、曲にのせてことばを正しく発音して歌う行為を伴うものだからである。唱歌科に注目して近代沖縄のことばの教育を論じようとするとき、基軸に据える人物として宮良長包が浮かび上がる(長包は、1883年に沖縄県石垣島で生まれ、沖縄県師範学校で学んだのち、1907年から小学校教員、のちに校長となり、1921年から1939年に没するまで沖縄県師範学校教員として音楽を担当した)。本研究では、長包に関する回顧とともに一次史料の収集と分析を行ない、彼の作曲活動を含む教育実践をことばの教育の一環に位置づけ、上述の課題の解明を重層的に行なう。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究は、近現代沖縄におけることばの教育史を通史的に解明する一環であり、その展望を示しながら、各論を実証的に明らかにしていく方法をとる。

(2) 歴史研究において史料調査が重要であることは言うまでもない。本研究では、以下のような史料調査を行なう。

沖縄県庁が行なう教育政策の分析にあたっては、重要となるはずの沖縄県庁文書はほとんど現存していないが、令規集なども含め、残存している数少ない史料の調査収集を進める。

教員や教育団体の実践研究、言語研究や音楽研究については、沖縄県教育会機関誌『沖縄教育』や新聞『琉球新報』などのほか、教員等が執筆した著作や論考の収集を進める。なお分析にあたり、教員等の論考を教えに関する史料としてのみならず、彼らの眼を介して子どもたちの学びの姿を明らかにしていく重要な史料としても意味づける。宮良長包にかかわり、彼の著作や楽曲のほかに、彼の活動を示す新聞・雑誌記事、親交があった人々等の回顧資料の調査収集を進める。

(3) 本研究は、ことばの教育に関する沖縄県庁による教育政策、また教員や教育会などの教育団体による実践研究、言語研究や音楽研究について、代表者である近藤健一郎が進める調査研究を土台として、教育史を専攻する近藤、洋楽受容史を中心とした音楽史を専攻する三島わか、この2名による共同研究体制をとる。

このような専攻を異にする学際的な共同研究体制をとるのは、歌うことと関連させてことばの教育を分析しようとしていることによる。曲にのせてことばを発する教育実践を分析しようとするとき、ことばに関連する教育学・教育史を専攻する者と、楽曲に関する分析を行ないうる音楽学・音楽史を専攻する者との共同での分析が求められるためである。これは、ことばの教育の視点から楽曲の意味を、また音楽の視点からことばや教育の意味を追及しようとする共同研究である。

### 4. 研究成果

(1) 近現代沖縄におけることばの教育通史の素描を、沖縄文化協会にて口頭発表したのち、『琉球新報』に3回の連載により発表した。それらでは、1900年代前半の方言札導入期のことばの教育のあり方をめぐる状況、本研究期間の成果である後述する1910年代の教育界ならびに地域社会の状況などを述べたのち、1950～60年代について学力向上とのかかわりで日本語を話すことを教育界が課題としたことにも言及した。

ここでは、1900年代前半から1970年代前半にかけての方言札の長期的な存

在に関して、方言札について沖縄のことはを禁じようとする教育施策・実践を示しているものとしてとらえることに加え、子どもたちが学校において沖縄のことはを話し続けていることを示しているものとしてもとらえる歴史像を提示した。そして話される沖縄のことはの変容について学校教育との関係で考察することを今後の課題として述べた。

現在までの研究状況において、近現代沖縄を通じての教育史叙述はなく、言語史叙述としても40数年前の外間守善にまでさかのぼる(『沖縄の言語史』法政大学出版局、1971年)。それゆえ、本研究が進めている近現代沖縄におけることはの教育史の通史的研究は稀有なものとして位置づいており、今後、著書として集成しなければならない。

そして本研究期間においてことはの教育史に関する史料収集を進める過程で、とくに話しことはの「正誤表」を史料とすることにより、沖縄の子どもたちが実際に話していたことはの変化を明らかにしていく可能性を見いだした。今後、それらの収集分析を進め、教えと学びを一对のものとして把握できるような歴史叙述を行なうことが期待される。

- (2) 沖縄県庁の諮問に対する沖縄教育会による答申「普通語ノ励行方法答申書」(1915年)を中心にすえて、1910年代の沖縄におけることはの教育に関する施策と実態について、以下のことを明らかにした、第一に、沖縄県庁は沖縄教育会に諮問したのみならず、それ以前に郡区視学会議、学校長会議、郡区長会議において、それぞれの職務に応じた普通語(日本語のこと)励行に関する訓示等を行っていたこと。第二に、沖縄教育会の答申書は、沖縄の人々が日本語で話すことを「冷笑」しており不自然に感じているからこそ、日本語で話す「気分」を涵養することを必要なこととし、日本語で話すようにするための具体的な方策を41項目にわたり列挙したこと。第三に、沖縄県内務部は、教育会の答申書を受け、答申内容を取捨選択して、郡区長島司に通牒を発し、町村吏員、学校教員にその実行を指示し、その後、沖縄県師範学校ならびに同附属小学校が中心になって、日本語の励行に関する研究と実践を継続していったこと。最後に、1910年代半ばには、方言札が全県的に広がっていったが、その際、県庁、教育会、教員、子どもたち、地域の人々のいずれにおいても、とまどいながら日本語の励行が展開していったこと。

ここでは、とくに二つの点が重要である。一つは、答申書から、学校が日本語を教えていることに対して、地域の人々がどのように見ていたのかについて、「冷笑」という行動を読みとり、教育界の意図と地域社会・子どもたちの実態との乖離を明らかにしたことである。もう一つは、答申書を受け取った沖縄県庁が、それから取捨選択したとはいえ、自らの施策にほぼ反映させた通牒を発見したことである。この通牒は、これまでの研究において用いられたことはなく、研究史においてはじめて日の目をみただけではない。府県の教育施策において、府県から教育会へ諮問がなされたことはよく知られているが、その答申が直接的に施策に反映したことを示した論考は稀である。その点で、地域教育史においても意味のある発見といえるであろう。

1940年代前半に関する実態解明の一環として、1940年8月から1944年1月にかけて通算で38号発行された『月刊文化沖縄』の史料調査を行ない、その復刻に伴う解説を執筆した。そこでは、第一に『月刊文化沖縄』と『沖縄教育』には重なる執筆者が50名以上と多く、その大部分が学校教員であったこと、第二に『月刊

文化沖縄』には沖縄県庁が進める教育・文化施策を問題視しようとする編集姿勢を示している面も見られ、そのことと比較すれば、この時期の『沖縄教育』は沖縄県庁の施策を積極的に担おうとしており、そのことは顕著な特徴であったことを指摘した。

今後は、『月刊文化沖縄』も史料として活用しながら、1940年代前半の沖縄におけることばの教育について明らかにすることが課題となる。

- (3) 宮良長包が仲西尋常小学校校長在職時に作詞作曲した《発音唱歌》(1919年)を焦点とし、ことばの教育実態を歌うことと関連づけて解明した。研究代表者の近藤は、すでに《発音唱歌》に注目した論考を発表し、日本語の実で話す目標にむけて発音を矯正する教育方法として、長包がそれを作詞作曲したことを明らかにしていた(「宮良長包作詞作曲「発音唱歌」(1919年)とその周辺(中)」、『南島文化』第29号、2007年)。しかし前稿においては、一つには低学年児童に対することばの教育や唱歌教育からの分析が不十分であり、もう一つには《発音唱歌》に関する楽曲面での分析がなされていなかった。そこで本研究期間では、前者にかかわる問題点をふまえ、《発音唱歌》を改めて教育実践史上に位置づけるとともに、後者にかかわり長包の作品様式の推移のなかに《発音唱歌》を位置づけた。とくに安里永二「本県児童と言葉の指導に就いて」(『沖縄教育』第238号、1936年6月)が発音矯正の方法として《発音唱歌》に言及していたことに注目し、これまで知られていた大山伸子採譜による五線譜と、安里の論考に見られる数字譜の比較分析を行なった。

なお、この成果に関して口頭発表は行なったものの、本研究期間内では論考として発表するに至らなかったため、2019年度に論考として発表する予定である。

- (4) 宮良長包が作曲した《献穀田田植歌》の成立について、1930～40年代にかけての沖縄における献穀田田植式の実施とその様子を当時の新聞や回想録等、さらには関係者への聴き取り調査により明らかにするとともに、他府県での同様の楽曲や式に関する調査を行ない比較しながら、長包作曲の楽曲様式の特徴を明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 2 件)

三島わかな「歌の断絶と復活をめぐって 近現代沖縄の《献穀田田植歌》を事例に」、沖縄県立芸術大学音楽学部音楽文化専攻『ムーサ』第19号、2018年、33～44頁、査読なし。

近藤健一郎「方言札の広がりとはまどい 「普通語ノ励行方法答申書」(1915年)を中心に」、法政大学沖縄文化研究所『沖縄文化研究』第44号、2017年、35～76頁、査読あり。  
[https://hosei.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=13802&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://hosei.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=13802&item_no=1&page_id=13&block_id=21)

[学会発表](計 4 件)

近藤健一郎・三島わかな「近代沖縄におけることばの教育と唱歌 宮良長包作詞作曲《発音唱歌》の歴史的な位置」、沖縄文化協会 2018年度公開研究発表会、於琉球大学(沖縄県西原町)、2018年6月。

三島わかな「《献穀田田植歌》の成立と継承をめぐって 近代沖縄を事例として」、沖縄文化協会 2017年度公開研究発表会、於沖縄県立芸術大学(沖縄県那覇市)、2017年6月。

近藤健一郎「方言札をめぐる教育史」、第38回沖縄文化協会賞受賞式(招待講演) 於沖縄国際大学(沖縄県宜野湾市)、2016年11月。

近藤健一郎「方言札の広がりの中で 「普通語ノ励行方法答申書」(1915年)を中心に」、沖縄文化協会 2016年度公開研究発表会、於名城大学(沖縄県名護市)、2016年6月。

〔図書〕(計 1 件)

栗国恭子・近藤健一郎・世良利和・新城栄徳『月刊 文化沖縄 復刻版』別冊、不二出版、2015 年、全 104 頁(「1940 年代前半の沖縄の雑誌『月刊 文化沖縄』と『沖縄教育』」30～39 頁)。

〔その他〕(計 1 件)

近藤健一郎「しまくとぅば消えず(上)(中)(下)」、『琉球新報』2017 年 5 月 4 日～6 日(3 回連載) 査読なし(招待原稿)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：三島 わかな

ローマ字氏名：Mishima Wakana

所属研究機関名：沖縄県立芸術大学

部局名：付置研究所

職名：研究員

研究者番号(8 桁)：60622579

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。